

令和3年度第2回 伊達市入札監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時

令和3年11月9日(火) 午後1時30分から午後2時50分まで

(2) 場 所

伊達市役所 東棟4階 402 多目的会議室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤 宏委員長、尾形省二委員、菅野秀夫委員、大宮博隆委員

イ 事務局

財務部長、財政課長、契約検査係長、契約検査係主査、
契約検査係主任技師

ウ 工事担当課

教育部 教育総務課 主幹

教育部 教育総務課 主査

建設部 建築住宅課 主任技師

教育部 生涯学習課長

教育部 生涯学習課 主事

建設部 水道課長

建設部 水道課 副主幹兼水道施設係長

建設部 水道課 技査

財務部 管財課 管財係長

財務部 管財課 主査

(4) 次 第

1 開 会 財政課長

2 あいさつ 伊藤委員長、財務部長

3 議 事

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について・・・資料1-1 ～ 資料1-2
(対象期間：令和3年5月1日～8月31日)

② 入札参加資格制限措置に関する状況について・・・資料2
(対象期間：令和3年5月1日～8月31日)

(2) 審議事項

① 抽出事案について・・・資料3
(対象期間：令和3年5月1日～8月31日)

② 抽出事案の審議について・・・資料4-1 ～ 資料4-5

4 そ の 他

5 閉 会 財政課長

2 議事の内容

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について

【契約検査係長】

資料1-1、資料1-2により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

② 入札参加資格制限措置に関する状況について

【契約検査係長】

資料2により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

(2) 審議事項

① 抽出事案について

【契約検査係長】

資料3により説明

尾形委員に抽出を頂いたものを事務局から説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

② 抽出事案の審議について

・2021000225 霊山中学校校舎改修等建築主体工事

【契約検査係長】

資料4-1により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【尾形委員】

入札方式別発注工事一覧表のNo.1の工事と落札率が同じであるが、入札参加業者は同じか。

【契約検査係長】

No.1の工事の入札参加業者は5者であり、そのうちNo.2の工事にも入札参加をした業者は4者であった。

【尾形委員】

No.1の工事はNo.2の工事同様に3回目の入札で落札となったのか。

【契約検査係主任技師】

1回目の入札で落札となった。

【伊藤委員長】

No.2で入札参加した4番目の業者は1回目の入札で辞退となっており、入札額は無いということであるが、理由は何か。

【契約検査係主任技師】

No.1 とNo.2 の入札に参加した業者であったが、先行の入札時に誤って後行の入札書を投函し無効となったためである。

【伊藤委員長】

No.2 の入札では入札書を投函していないのか。入札書に金額の記載が無い札を投函したということか。

【契約検査係長】

入札書に辞退と記載し投函された。

【伊藤委員長】

指名競争入札では考えられるが、条件付一般競争入札で入札書に辞退と記載し入札に参加する意味はあるのか。元々入札に参加していなかったということと同じではないのか。資料1-2では応札者数7者となっているが、6者ではないのか。

【契約検査係主任技師】

辞退ではあったが入札書を投函されたため、応札業者として取り扱った。資料の記載等今後検討していきたい。

・2021000347 保原第二体育館災害復旧工事

【契約検査係長】

資料4-2により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【尾形委員】

設定ランクはA・B・Cランクとなっているが、入札参加業者は何ランクか。

【契約検査係長】

(入札結果及び経過より) No.1・3・4はAランク、No.2はBランク業者となっている。

【尾形委員】

Bランク業者が最低制限価格を下回り失格となっているが、見積りが甘かったのか事務局としてどう考えるか。

【財政課長】

工事の内容は高度な技術を要するものではなかったと思われるため、Bランク業者ではあるが、受注意欲により入札額を下げた結果だと考えている。

【伊藤委員長】

地震で被災した部分の工事であるが、具体的にはどのような工事か。

【生涯学習課長】

天井のコンクリートが落下していたため、はつり工事、モルタル充填工事、アンカーボルトの点検を行った工事である。

【伊藤委員長】

新しい物を造るよりも既存施設の改修の方が見積りは難しいのではないかと感じられるが、そうではないのか。非常に単純な工事なのか。

【生涯学習課長】

単純な工事である。また天井付近の工事であるため、足場等の仮設工事の割合が高くなっている。

【伊藤委員長】

受注意欲によるものなのか、見積能力があまり高くないのか、わからないところである。

【大宮委員】

災害査定を受けた災害復旧工事か。

【生涯学習課長】

単費である。

【大宮委員】

福島県の場合、災害査定を受けた災害復旧工事は早急に行う必要があるため、随意契約で行っている。本件は条件付一般競争入札で行っているということは災害ではあるものの、それほど急いで行う必要はないという考えか。

【生涯学習課長】

復旧工事が完了するまでは施設は使用停止としている。通常の災害復旧事業と比べると急がなくても済んだという形であった。

【伊藤委員長】

被災から半年近く経過しているが、教室等すぐに使わなければならない部分ではなく体育館だから緊急性が低いということか。

【生涯学習課長】

保原地区にはもう一つ体育館があり、本施設はそれほど需要があるわけではないと判断したため、今年度の予算を確保してからの発注となった。

【大宮委員】

学校の体育館ではなく地区の体育館ということか。

【生涯学習課長】

そのとおりである。

・ 2021000394 保原地域石綿セメント管更新事業 泉町地内配水管布設替工事

【契約検査係長】

資料4-3により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

(資料1-2より) No.11、17、18の水道施設工事は同じような内容のものか。

【水道課長】

同じ石綿セメント管の更新事業となる。

【伊藤委員長】

同じ事業ではあるが、No.11 と他 3 件の落札率に差がある。何か原因はあるのか。No.11 は他と比べると応札者も多かったからだろうか。

伊達市の水道の配水管更新はどうぐらいの頻度で行われているのか。一定のポリシーのようなものがあるのか。

例えば福島市の水道局は 100 年でワンサイクルとし、毎年 1 % ずつ更新するという方針を立てて行っている。伊達市はそのような目安はあるのか。

【水道課長】

市の送水管は約 630 km あり、現在耐震性能と石綿セメント管更新を第一に進めていく方針としている。保原町中心に石綿セメント管の配管が残っているため、約 10 年間で耐震性のある管に変えていこうと取り組んでいるところである。

【伊藤委員長】

合併前の保原町が耐久性、耐震性の低い水道管を布設していたということか。他の地域と比べると多いのか。

【水道課長】

各地域で合併前後石綿セメント管の更新を進めてきたが、保原地域が多かったために残っている状況である。

・ 2021000425 伊達小学校プール附属施設改築工事

【契約検査係長】

資料 4 - 4 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

条件付一般競争入札で入札に参加した業者は指名競争入札では入っているのか。

【契約検査係長】

入っていない。

【伊藤委員長】

本件に参加できる業者数は何者か。

【契約検査係主任技師】

12 者である。

【大宮委員】

条件付一般競争入札から指名競争入札に移行する際に予定価格や積算の見直しは行っているのか。

【契約検査係長】

不調になった際は市の設計に誤りがないか不調検証を行っており、もし市に違算がある場合は再度条件付一般競争入札を行う方針としている。市に違算がなければ指名競争入札に移行という形で進めている。

【伊藤委員長】

対象期間の指名競争入札は、全て条件付一般競争入札で不調となり指名競争入札に移行したもののか。

【財政課長】

条件付一般競争入札にて、そもそも入札の意思がなかったという件もあった。

【伊藤委員長】

福島県は指名競争入札を復活したが、指名をしてもほとんど辞退してしまうということが多く、指名競争入札にする意味がないのではないかとということもある。指名となれば業者は責任感を持って辞退しないという期待を持っていたがこのような結果を見るとそうでもない。義理を感じてお付き合いするというのは最近はあまり感じられない。福島県で地域の担い手を育成するという形容詞が付けられた指名競争入札を復活したが、辞退率が7割、平均しても3割程は落札されないというのが現状である。理由は災害復旧の工事が多く、毎年のように激甚災害と呼ばれるものが起こっていることが原因ではないかとのことである。

・ 2021000411 保原庁舎中央監視装置通信モジュール修繕

【契約検査係長】

資料4-5により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

通信モジュールの修繕ということで、着手日が7月29日、完成日が12月28日と長期間であるが、通常の冷暖房に支障はないのか。

【管財係長】

庁舎の冷暖房設備に関しては問題ない。庁舎の空調に関する情報や不良の情報等を管理会社に送り、異常があった場合には遠隔で操作するための通信を行う部分であり現在の空調管理には問題ない。

【伊藤委員長】

東棟庁舎を増築した際に設置したものか。それとも以前からのものか。

【管財係長】

以前からあり、現在は全体の空調を管理している。

【伊藤委員長】

東棟庁舎を新たに増築したことと関係はあるのか。

【管財係長】

関係はない。

【財政課長】

もともと中央棟を建設した際に設置された設備を東棟でも共有している形である。

【大宮委員】

遠隔操作はどこから操作しているのか。

【管財課主査】

維持管理会社から遠隔により操作し、維持管理している。

【大宮委員】

自宅をスマホで管理しているようなイメージか。

【管財係長】

そのようなイメージである。

【大宮委員】

本来の空調設備は正常どおり機能しているため問題ないということか。

【管財係長】

そのとおりである。

【管財課主査】

操作の方は問題ないが計測ができない状態であり、今後操作の方まで支障が出る恐れがあるため、早急に修繕することとなった。

(3) その他

【伊藤委員長】

質疑等が無いようなので、以上で審議を終了する。

3 その他

・次回開催日 令和4年2月

4 閉会

(午後2時50分)